

赤穂市立高雄小学校 いじめ防止基本方針

令和8年4月

■1 はじめに

いじめは、児童の心身の成長や人格の形成に重大な影響を与えるとともに、将来にわたっていじめを受けた児童生徒を苦しめるばかりか、人間の尊厳を侵害し、生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれのある絶対に許されない行為であり、この高雄小学校においても起こり得るとの認識をもって取り組まなければならない。

そのためには、常に保護者や地域住民、関係機関等との連携を図りつつ、学校全体で組織的にいじめ防止及び早期発見に努めるとともに、児童生徒がいじめを受けていると思われるときは迅速かつ適切に対応し、さらにその再発防止に努めなければならない。

■2 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいいます。
(いじめ防止対策推進法 第2条より)

本校においても、個々の行為が「いじめ」にあたるか否かの判断は、法に定められた定義に基づき行うものとする。その際、いじめられた児童生徒の立場に立つことを基本とし、表面的・形式的に判断するのではなく、いじめには様々な態様があることを踏まえ、児童生徒の言動をきめ細かく観察するものとする。

■3 いじめの理解

(1) いじめに見られる集団行動

いじめは加害・被害という二者関係だけの問題ではない。周りではやし立てたり面白がったりする「観衆」や見て見ぬふりをし、暗黙の了解を与えている「傍観者」も、いじめを助長する存在である。また、一見仲が良い集団においても、集団内に上下関係があり上位の者が下位の者に他者へのいじめを強要しているケースもあるなど、周囲の者からは見えにくい構造もある。

さらに直接の接点がないと思われる集団においても、いじめが発生する可能性があり、インターネット上の SNS でのやり取りの中であつられる関係についても留意する。

(2) いじめの態様

いじめは、冷やかしかからかい、悪口等、見た目にはいじめと認知しにくいものがあるほか、暴力を伴わない脅しや強要などがある。たとえ、一見仲間同士の悪ふざけに見えるような行為であっても、何度も繰り返されたり、多くの者から集中的に行われたりすることで、深刻な苦痛を伴うものになり得る。特に、遊びのふりをして軽く叩く・蹴る等は、周囲の者がいじめと認知しにくい場合もあることから、いじめを受けた児童生徒の心情を踏まえて適切に認知する。

本校では、いじめを認知する際の具体的な態様として、次のような例を参考にしながら判断するものとする。

暴力を伴うもの

- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり蹴られたりする
- ひどくぶつけられたり、叩かれたり蹴られたりする等

暴力を伴わないもの

- 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視
- 金品をたかられる
- 金品・持ち物を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる等

■4 いじめの防止等の高雄小学校での取り組み

(1) いじめの防止等の対策のための組織

- ① いじめの防止等に組織的に対応するために、学校長が任命した構成員からなるいじめ防止対策委員会を設置する。
- ② いじめ防止対策委員会の構成員は次のとおりとする。(事案により柔軟に編成する)

校長 教頭 教務主任 生徒指導担当 主幹教諭 養護教諭 特別支援コーディネーター SC SSW PTA 会長 地域代表
--

- ③ いじめ防止対策委員会は次のような役割を担う。
 - (ア) 学校基本方針が、学校の実情に即して機能しているかを点検し、必要に応じて見直すというPDCAサイクルの検証の中核となる役割
 - (イ) いじめの相談・通報の窓口としての役割
 - (ウ) いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動等に係る情報の収集と記録・共有を行う役割
 - (エ) いじめの疑いに係る情報があったとき、緊急に会議を開いていじめの情報の迅速な共有、関係のある児童への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核としての役割

(2) 未然防止

いじめ問題を克服するために、本校の教育活動全体を通じて、すべての児童を対象にいじめの未然防止の取組を行う。

特にすべての児童に「いじめは人権を侵害する絶対に許されない行為である」と理解を促し、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動を行う。また、児童の豊かな情操や道徳心、自他の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度等、よりよい人間関係を構築する能力を養う。

① 児童理解に基づく実態把握

児童を心理面だけでなく、学習面・社会面・健康面・進路面・家庭面から総合的に理解していくことが重要である。児童や学級の様子を知るためには、教職員の気付きが大切である。同じ目線で物を考え、共に笑い、涙し、怒り、児童と場を共にすることが必要である。その中で、児童の些細な言動から、個々の置かれた状況や精神状態を推し量ることができる感性を高めていくことが求められる。

② 道徳教育及び体験活動の充実(心の教育の推進)

教育活動全体を通じて、児童にかけがえのない自他の生命や人権を尊重する心と態度を醸成するため、道徳教育・人権教育の充実を図る。また、なかよし班やふれあい活動、ボランテ

ィア活動をとおり、他者と深く関わる体験を重ね、児童の豊かな情操と道徳心を培い、よりよい人間関係を構築する能力の素地を養う。

③学級経営の充実、学級活動・児童会活動の活性化

一人一人の子どもたちの居場所が保障された安らぎのある学級づくりを行い、学級活動等で児童一人一人が自分の意見や考えを交流したり、集団として合意形成したことを実行に移し、問題解決や改善を図ったりする機会を設けることによって、児童のコミュニケーション能力や自己有用感等を高め、社会に参画する態度や自主的・実践的な態度を醸成する。

④児童の人権意識の向上

いじめは人権を侵害する絶対に許されない行為である。このことをしっかりと受け止め、児童に人権や人権擁護に関する基本的な知識を確実に身に付けさせ、自分とともに他の人の大切さを認めようとする意欲や態度、行動力を育成する。また、児童一人一人が大切にされ、安心・安全が確保される環境づくりに努める。

⑤学習指導の充実 ―授業づくりの改善と工夫―

児童一人一人に「確かな学力」をつけるための指導の在り方について研究し、実践する。授業においては、一人一人の子どもができる喜び・分かる喜びが実感できるよう、日頃から教材研究や授業研究を行うなど指導方法及び評価活動の工夫・改善に努める。

⑥開かれた学校づくり

本校が取り組むいじめ防止について、保護者への理解を促すとともに PTA と定期的に情報交換したり、学校運営協議会やまちづくり連絡協議会と連携を密にしたりするなど、いじめ防止のために家庭・地域が積極的に相互協力できる関係づくりを進める。

⑦インターネット上のいじめ防止

児童に SNS 等を含むインターネット上の不適切な書き込み等が人権侵害行為であることをしっかりと指導する。また、保護者に対してフィルタリングの設定やインターネットの利用に関する家庭でのルール作り等を周知する。

(3) 早期発見・早期対応

①早期発見

いじめの発見の遅れは、早期解決を困難にさせ、問題の複雑化・深刻化につながることもあるため、日頃から児童の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童が示す変化や危険信号を見逃さないよう意識を高く保つとともに、教育相談体制を整え、いじめを積極的に認知することに努める。

(ア) 教職員のいじめに気付く力を高める。

深刻な問題に発展しないように、初期の段階で諸課題(ある時期に成績が急落する、遅刻や欠席が増える、身だしなみに変化が生じる等)を発見することが重要である。

①児童の成長を支援する姿勢をもつ

児童の言葉をきちんと受け止め、児童の立場に立ち、児童を守るという姿勢をもつ。

②児童を共感的に理解する

集団の中で配慮を要する児童に気付き、その些細な言動から表情の裏にある心の叫びを敏感に感じ取れるような感性を高める。

③いじめは見えにくいことを踏まえて対応する。

いじめは大人の目の行き届かない時間や場所で行われる。(仲間外れや無視、ふざけ合い、

親に心配をかけたくないから言えない等)

(イ) いじめ(こころ) アンケートの実施

いじめ(こころ) アンケートを毎月実施する。実施にあたっては、児童が素直に自分の心を吐露しやすい環境をつくる。(朝のＴタイム等の時間を活用し、回答する時間を十分確保する。学級担任はアンケートの結果を管理職・生徒指導担当に報告する)。また、週に1回、いじめ(こころ) アンケート簡易版を行うことで、問題の早期発見・早期解決を図る。

(ウ) 教育相談体制の充実

各担任、養護教諭は定期的に懇談や面談を実施し、児童や保護者の声に耳を傾け、いじめ等の訴えがあった場合、児童や保護者の思いや不安・悩みを十分受け止める。

② 早期対応

いじめを認知した場合、次の(ア)～(エ)に留意して、組織的に迅速かつ適切に対応する。

(ア) 安全確保

いじめを認知した場合、直ちにいじめを受けた児童やいじめを知らせに来た児童の安全を確保する。

(イ) 事実確認

いじめを認知した場合や、児童がいじめを受けていると疑われる場合は、直ちにいじめの事実の有無を確認する。また、必要があれば過去に遡り事実確認を行う。

【把握すべき情報例】

◇誰が誰をいじめているのか?	〈加害者と被害者の確認〉
◇いつ、どこで起こったのか?	〈時間と場所の確認〉
◇どんな内容のいじめか?どんな被害を受けたか? ..	〈内容〉
◇いじめをした動機は何か?.....	〈背景〉
◇いじめのきっかけは何か?.....	〈要因〉
◇いつ頃から、どのくらい続いているのか?.....	〈期間〉

(ウ) 指導・支援・助言

いじめがあったことが確認された場合は、直ちにいじめをやめさせ、再発を防止するために赤穂市教育委員会、赤穂市青少年育成センターやスクールカウンセラー等外部組織の協力を得ながら、複数の教職員でいじめを受けた児童やその保護者への助言を継続的に行う。また、その際、対応したことを記録して残しておく。

(エ) 情報提供

いじめの早期解決を図るため、事実関係が明確になった情報を、いじめを受けた児童の保護者やいじめをおこなった児童の保護者に必要に応じて提供する。

③ 関係機関との連携

いじめが、犯罪行為として取り扱われるべきものであると認められる場合は、教育的な配慮や被害児童等の意向への配慮の上で早期に警察に相談し、適切な援助を求める。なかでも、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような場合は、直ちに警察に通報し、綿密に連携する。さらに青少年育成センターや子育て支援課等の関係機関と情報共有を図る。

④ インターネット上のいじめへの対応

インターネット上に不適切な書き込み等を行っているとの連絡を受けた場合、そのサイト等を確認し、デジタルカメラ等で記録する。なお、不適切な書き込み等が犯罪行為と認められる場合

は、警察に通報・相談する。

【犯罪行為の例】

- ・繰り返し殴ったり蹴ったりする。
- ・靴や体操服、教科書等の所持品を盗む。
- ・断れば危害を加えると脅し、現金を巻き上げる。
- ・度胸試しやゲームと称して、危険な行為や苦痛を感じる行為を無理やりさせる。
- ・特定の人物を誹謗中傷するため、インターネット上に悪口を書く。
- ・わいせつな画像を撮影して、自己のスマートフォンに送るよう指示する。

【いじめ解消の要件と配慮を要する児童への対応について】

- ・いじめに係る行為が止んでいる状態が、少なくとも3ヶ月継続している。
- ・被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていない。
- ・発達障害を含む、障害のある児童生徒が関わるいじめの対応は、本人のニーズや特性を踏まえる。
- ・帰国児童や外国人児童、外国とのつながりのある児童、LGBTに関する児童、東日本大震災・原子力発電所の事故により避難している児童、コロナに感染後登校した児童など、個々の事情を踏まえる。

(4) 教職員の資質能力の向上について

「いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こり得る問題である」という基本認識に立ち、すべての教職員が児童としっかりと向き合い、いじめの防止等に適切に取り組む資質能力が身に付けられるよう各学期に1回以上の研修を行う。

(5) 家庭・地域との連携

保護者や地域住民の信頼関係を構築し、児童の家庭や地域での様子を気軽に相談できる体制を整備する。また、いじめの防止等の取組について、保護者に理解を得て PTA 総会・本部役員部長会・学級懇談会等の機会に情報交換を行う。さらに、青少年育成推進協議会や PTA 保健体育部等に協力を求めて街頭指導を実施したり、校外での児童の様子を把握したりする。

(6) 継続的な指導・支援

いじめ防止対策委員会や外部から SC や SSW 等を交えた研修会等を開催し、児童の人間関係を継続的に注視していく。

いじめを受けた児童については、継続的な心のケアに努めるとともに、自己有用感等が回復できるように支援する。また、いじめをおこなった児童については、いじめの背景にある原因やストレス等を取り除くよう支援するとともに、相手を思いやる感情や規範意識が向上できるよう粘り強く指導する。

さらに、当該児童の保護者と常に連絡を取り合い、家庭での様子や児童の言動を継続的に把握し、児童・保護者に寄り添った対応を行う。

(7) 取組内容の点検・評価

いじめ防止等について、具体的な取組状況や達成状況を、学校評価等を利用して確認するとともに、生徒指導担当を中心にいじめ防止基本方針を点検し、必要に応じて見直しを行う。

■5 重大事態の判断・報告

(1) 重大事態の判断・報告

次のような事態が発生した際、文部科学省が定めている重大事態対応フロー図をもとに、直ちに適切な対応を行う。

- ①いじめにより、児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ②いじめにより、当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

重大事態については、次の事項に留意する。

◆「生命、心身又は財産に重大な被害」については、次のようないじめを受けた児童の状況に着目して判断する。

- 児童が自殺を企画した場合
- 身体に重大な障害を負った場合
- 金品等に重大な被害を負った場合
- 精神性の疾患を発症した場合

◆「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童がいじめにより一定期間、連続して欠席しているような場合にも、直ちに適切な対応を行う。

(2) 重大事態の調査の実施と結果の提供

ア 重大事態が発生した場合、直ちに赤穂市教育委員会に報告する。

イ いじめ防止対策委員会が中心となって、事実内容を明確にするための調査にあたる。

ウ 調査の際、アンケートを実施する場合は、その旨を調査対象の児童や保護者に説明する等の措置を行う。

エ 調査により明らかになった事実関係について、情報を適時・適切な方法でいじめを受けた児童及び保護者に対して提供する。

■6 いじめ防止等の検証及び見直し

この基本方針に基づくいじめ防止等の対策については、PDCA サイクルで取組を進め、必要な見直しを行う。